

内水面漁場管理委員会 会長・副会長について

1 漁業法(抜粋)

(構成)

第百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をもって組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

(以下略)

(準用規定)

第百七十三条 第百三十七条第二項から第六項まで、第百三十八条第四項、第百四十条から第百四十六条まで、第百五十七条、第百五十九条及び第百六十条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。

(以下略)

2 漁業法施行令(抜粋)

(会長の職務)

第十三条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

3 神奈川県内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程(抜粋)

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が任期中に欠けたときは、後任会長の任期は、前任の会長の残任期間とする。

2 会長は、再任されることができる。

3 会長は、任期が満了しても後任の会長が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。

(副会長の設置及び職務)

第3条 令第13条第2項の規定により委員会に副会長1人を置く。

2 副会長は、会長を補佐する。

(副会長の任期)

第4条 副会長の任期は、2年とする。ただし、副会長が任期中に欠けたときは、後任の副会長の任期は、前任の副会長の残任期間とする。

2 副会長は、再任されることができる。

3 副会長は、任期が満了しても後任の副会長が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。